

社会復帰促進等事業における主な拡充（平成31年度予算要求）

- 1 産業保健活動の支援の強化
(No.30-33 産業保健活動総合支援事業) P1

- 2 職場におけるメンタルヘルス対策の促進
(No. 30-37 メンタルヘルス対策等事業) P3

- 3 職場におけるハラスメントへの総合的な対応
(No. 30-40 働きやすい職場環境形成事業) P5

- 4 伐木等作業安全対策推進事業
(No. 30-43 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業) P7

- 5 I 既存不適合機械等更新支援補助金
II 技術革新に対応した機械等の安全対策の推進
(No. 30-44 機械等の災害防止対策費) P9

- 6 荷役作業における陸上貨物運送事業の労働災害防止対策費
(No. 30-54 労働災害防止対策費補助金経費) P12

- 7 大規模店舗・多店舗企業等に対する安全管理の支援
(No. 30-56 第三次産業労働災害防止対策支援事業) P14

- 8 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等
(No. 30-64-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の
調和対策の推進（過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた
働き方・休み方の見直し）) P16

事業名	産業保健活動の支援の強化 (No. 33 産業保健活動総合支援事業)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
		4,483,510(千円)	4,861,853(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課 産業保健支援室産業保健係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（独）労働者健康安全機構		
平成30年度の 事業概要	<p>労働者の健康確保のため、メンタルヘルスや治療と職業生活の両立支援、ストレスチェック、健康診断やその事後措置等の労働衛生管理について、</p> <p>① 産業医等産業保健スタッフや事業主等への研修の実施 ② 小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供 ③ 労働者に対する相談等の実施 など、事業場の産業保健活動を支援する。</p>		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	<p>事業場における産業保健活動に対する国の支援を充実・強化するために、以下の取組等を実施する。</p> <p>① 産業保健育成事業 産業保健総合支援センターにおける産業医の資質向上研修、産業医活用研修をはじめ、産業保健スタッフ及び事業者に対する産業保健活動に関する新たな研修等を実施する。 ② 小規模事業場等における産業保健活動への支援事業 産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における事業場からの相談及び事業場への訪問の回数を増やす等により支援を強化する。</p>		
(※) について 事業の必要性	<p>働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援の推進が示され、働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化に関する労働政策審議会への建議（平成29年6月6日）においては、産業保健総合支援センターや地域窓口の機能強化、周知による利用促進が求められているところである。</p> <p>これらを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける、事業者のメンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援の取組に対する支援事業の拡充等、事業場の産業保健活動に対する支援を充実・強化する。</p>		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的としており、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
(※) について 期待される 施策効果	<p>事業場における産業保健活動に資するものであり、事業における労働者の健康増進や安全衛生確保等が促進される。</p>		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	—		

産業保健活動総合支援事業

事業場における産業保健活動の活性化を図るため、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組に対して、①事業者、産業医等産業保健スタッフ等に対する研修等の実施、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、助成金等の各種支援を行う。

産業保健総合支援センター

47都道府県に設置

○小規模事業場等の産業保健活動への支援：4,177(3,851)百万円

- ・メンタルヘルス対策促進員による訪問指導
- ・両立支援コーディネーターによる訪問指導、個別ケースの調整支援
- ・保健師の配置による産業保健活動に関する専用相談窓口
- ・地域における産業医のネットワーク構築
- ・治療と仕事の両立支援に係る助成

○情報提供・広報：75(75)百万円

- ・ホームページ運営

○連絡会議等開催：33(33)百万円

- ・都道府県及び地域単位の運営協議会の開催等

○産業保健関係者の育成：526(507)百万円

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修
- ・事業者、労働者等向け啓発セミナー
- ・両立支援コーディネーター講師養成研修

地域窓口

産保センターの下、監督署単位
(全国325地区)に設置

※労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場への支援

- ・医師等による訪問指導（長時間労働者の面接指導、健康診断結果の意見聴取等）
- ・保健師等産業保健スタッフの派遣（産業保健活動の支援）

(独)労働者健康安全機構(本部)

○産保センター(地域窓口)に対する支援・指導

○情報提供・広報：75(75)百万円(再掲)

- ・ホームページ運営、情報誌発行、教材開発、両立支援の事例収集・公表、産保センターの市場ニーズ調査・周知 等

○小規模事業場等の産業保健活動の支援：4,177(3,851)百万円(再掲)

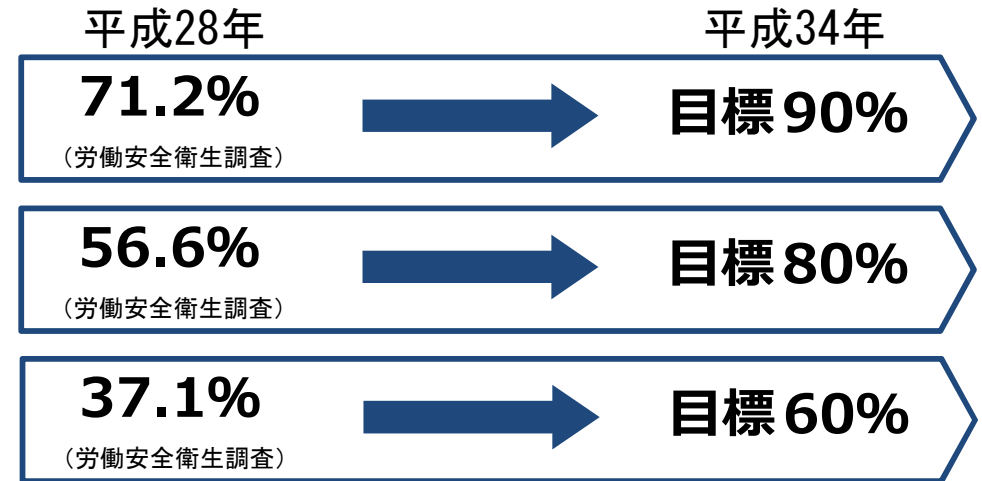
- ・小規模事業場等の産業保健活動に対する助成金（①小規模事業場における医師・保健師の選任、直接健康相談の体制整備、②ストレスチェックの実施及び職場環境改善、③心の健康づくり計画の策定、④治療と仕事の両立支援）
- ・産業医に対する相談機能の整備

事業名	職場におけるメンタルヘルス対策の促進 (No. 37 メンタルヘルス対策等事業)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
		134,476 (千円)	142,177 (千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課 産業保健支援室メンタルヘルス対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条1項第3項)		
実施主体	民間事業者 (受託者)		
平成30年度の 事業概要	① メンタルヘルスポータルサイトの運営 ② 職場のメンタルヘルス・シンポジウムの開催		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	<p>①について、働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」において、電話相談・メール相談に加え、SNS等を活用した相談体制を整備する。 加えて、新たに以下の事業を行う。</p> <p>○ 特定業種におけるメンタル対策強化の検討 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえた過労死等多発業種の調査研究の結果、メンタルヘルス対策の充実が求められる業種について、業種ごと (IT産業・飲食業) に特有の背景要因等を分析した上で、効果的なメンタルヘルス対策の取組手法を検討する。</p> <p>○ 企業における健康増進取組によるメンタルヘルス対策等の推進の検討 「第13次労働災害防止計画」 (平成30年2月策定) において、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の見直し検討が言及されており、スポーツ庁によるスポーツ基本計画と連携した上で、本指針の見直しを実施し、企業における健康増進取組を促進してメンタルヘルス対策の強化につなげる (第13次労働災害防止計画4 (8) ウ)。 また、企業における労働者のメンタルヘルス対策や健康保持増進のために、運動実践の取組等を積極的に実施している先進企業をモデル企業として好事例を収集し、事例集を作成する。</p>		
(※) について 事業の必要性	<p>「第13次労働災害防止計画」において、これまでの「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上」の目標に加え、「仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上」、「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上」とする目標が加えられ、引き続き事業者及び労働者に対する支援を充実することが重要である。</p> <p>また、平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施状況を踏まえ、支援施策の更なる充実・改善を行う必要がある。さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」 (平成30年7月閣議決定) において、国は労働者等からのメンタルヘルス等の相談体制の整備を図ることとされている。</p> <p>これらを踏まえ、メンタルヘルス・ポータルサイトによる情報提供、電話・メール相談の実施等により、ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策の実施促進を図る。</p>		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、職場におけるメンタルヘルス対策の推進及び健康増進を図るため、各施策を講じるものであり、労働者の安全衛生確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
(※) について 期待される 施策効果	<p>事業場におけるメンタルヘルス対策及び労働者の健康増進に資するものであり、職場におけるメンタルヘルス対策等が促進される。</p>		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	—		

職場におけるメンタルヘルス対策の促進(平成31年度)

「第13次労働災害防止計画」におけるメンタルヘルス対策目標

- ① 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合
- ② メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合
- ③ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合



1 メンタルヘルス・ポータルサイトの充実

- ・ポータルサイト「こころの耳」の運用(労働者等の電話・メール・SNS相談対応、eラーニング、事業場の事例公表等情報提供、ストレスチェック実施プログラムの提供等)【一部拡充】
- ・利用者増加に向けたポータルサイトの周知・広報【一部拡充】

2 職場のメンタルヘルス・シンポジウムの開催

企業におけるストレスチェックに係る取組の優良事例の公表・共有を目的としたシンポジウムの開催

3 特定業種におけるメンタルヘルス対策強化検討(新規)

過労死等多発業種に対する業種ごとに特有の背景要因等を分析・メンタルヘルス対策の取組方法の検討

4 企業における健康増進取組によるメンタルヘルス対策等の推進検討(新規)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の見直し・健康増進に積極的に取り組む企業の好事例の収集

【参考】ストレスチェック制度の適切な実施の確保のための取組(産業保健活動総合支援事業費補助金内)

- ① 小規模事業場におけるストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策に対する助成
- ② 経営者、労働者等の啓発セミナー、医師・保健師、産業保健スタッフ等の専門的研修
- ③ ストレスチェック実施に係る相談対応・企業の個別訪問指導

事業名	職場におけるハラスメントへの総合的な対応 (No. 40 働きやすい職場環境形成事業)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
		120,366(千円)	323,861(千円)
担当係	雇用環境・均等局 雇用機会均等課 ハラスメント防止対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等		
平成30年度の 事業概要	<p>パワーハラスメントの予防・解決を図るため、</p> <p>① ポータルサイトの運営やパンフレットの作成による周知・広報</p> <p>② 企業の人事労務担当者や管理職を対象としたセミナー、パワーハラスメント対策専門家養成研修</p> <p>③ パワーハラスメント対策の支援を希望する企業に対して専門家を派遣するコンサルティング</p> <p>④ パワーハラスメント対策の研修を実施する企業への講師派遣を実施する。</p>		
平成31年度より 新たに実施した 内容（※）	<p>今までは、企業においてセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策及びパワーハラスメントの予防に向けた取組の推進が図られるよう、それぞれ別事業（労災勘定・雇用勘定）を実施してきたところであるが、ハラスメントの事案は複合的なものも多く、企業における防止のための取組は一体的に行うことが効果的・効率的であることから、従来パワーハラスメント対策として実施してきた事業に、セクハラ、いわゆるマタハラを加え、ハラスメント対策を一体とした「職場におけるハラスメントへの総合的な対応」を実施することとする。</p> <p>なお、今まで労災勘定で行ってきたパワーハラスメント防止対策を含め、雇用勘定との按分で行うこととする。</p> <p>また、職場におけるハラスメント対策の強化が強く求められていることから、従来事業に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメント撲滅月間」を設定しての集中的な周知広報 ・被害者の多様なニーズに対する支援の拡充を図るため、平日の夜や休日に、労働者や使用者からのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに関するフリーダイヤルやメールによる相談窓口の設置 <p>を新たに実施する。</p>		
（※）について 事業の必要性	<p>セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントについて、近年、都道府県労働局や労働基準監督署への相談が増加しており、労災保険の支給決定件数についても、ひどい嫌がらせ等を理由とする精神障害等の件数が多くなっており、社会的な問題として顕在化してきている。また、セクシュアルハラスメントを理由とする支給決定件数も一定数ある。</p> <p>セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントの予防対策については、特に中小企業における取組が遅れているところであり、中小企業の取組を進めるためには、労使を含めた社会的な気運の醸成及び労使の取組に対するきめ細かい支援が必要である。</p>		
（※）について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等は、労働者の心身の健康に影響を及ぼす恐れがあり、ひどい被害の場合、精神障害により労災申請も多くなっているところである。</p> <p>企業が各種ハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少し、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができる。労働者の安全及び衛生の確保に資するため、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号事業に該当する。</p>		
（※）について 期待される施策 効果	<p>中小企業での取組が進むことにより、各事業所にハラスメント防止対策が適切に講じられ、ハラスメント被害者の減少が期待できる。</p>		
その他特記事項 （縮小部分など があれば記載）	<p>職場におけるハラスメントは、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントが同時に起こる等複合的に起こることも多いこと、またそれぞれのハラスメント防止のために事業主が講じる措置の内容が似ていることなどから、施策を一体的かつ効果的に進めるため、パワーハラスメント防止対策を進めている「働きやすい職場形成事業」（労災勘定）とセクシュアルハラスメント等の防止対策を進めている「職場におけるハラスメント対策事業」（雇用勘定）を整理・統合する。</p>		

厚生労働省・都道府県労働局における総合的ハラスメント対策

平成31年度概算要求	677,874(250,131)千円
労災勘定	323,861(120,366)千円
雇用勘定	354,013(129,765)千円

《NOハラスメント！キャンペーン》

趣旨・目的

セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

ハラスメントが起こったら働く人は・・・

意欲の低下、自信の喪失、心身の健康の悪化、休職、離職

企業は・・・

業績の悪化、人材の流出、イメージダウン

など、被害は広範に及ぶ

解決のための課題として

☆男女雇用機会均等法やパワハラ対策の事業主等に対する周知が不十分

*何がセクハラにあたるのか

*取引先等からのセクハラへの対応 など

☆被害者への相談支援体制の充実

被害者のニーズはさまざまなので、心情に寄り添った相談等の支援が求められる
(職場環境の改善、メンタル相談等)

これらに対応するために

- 全国的なハラスメント撲滅集中キャンペーンによる周知徹底
- ハラスメントを受けた働く人等への迅速な相談対応とニーズに応じた適切な支援
- 企業に対するハラスメント防止措置の導入支援

等を実施する

事業概要

I ハラスメント撲滅対策の全国集中実施

- 「ハラスメント撲滅月間」を設定し、シンポジウムの開催等による集中的な周知・啓発の実施
- 全国の都道府県労働局による事業主向け説明会の開催、主に労働者向けハラスメント対応特別相談窓口の開設
- 職場のハラスメント防止パンフレット・リーフレット（事業主向け・労働者向け）の作成・配布

II 迅速な相談対応、雇用管理改善の推進等

- ハラスメントを受けた労働者等の相談に迅速に対応し、ニーズに応じた支援につなげる窓口の設置
フリーダイヤル等による相談窓口の設置（新規）

III 中小企業への支援

- 中小企業等へのハラスメント防止対策セミナーの実施
- 個別企業訪問による支援

IV 周知・広報

- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメントサポートガイド等の作成・配布

NOハラスメント！キャンペーン

事業名	伐木等作業安全対策推進事業 (No. 43 林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
		5,751(千円)	25,876(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間事業者(受託者)		
平成30年度の 事業概要	林業における振動障害防止のため、林業における振動障害防止に十分な知識、経験を有する者を指導員(以下、「チェーンソー取扱作業指導員」という。)として委嘱し、林業の作業現場等を巡回し、事業者及び振動工具を取り扱う労働者に対して振動障害防止に係る作業仕組改善事例やチェーンソー取扱い作業指針等の周知徹底を行う。		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	<p>林業における労働災害の6割以上を占める伐木等作業中の労働災害防止のため、以下の事項を実施する。</p> <p>① 伐木等作業安全に係る事業場の安全担当者養成のためのカリキュラム・教材の開発</p> <p>② 伐木等作業安全に係る事業場の安全担当者講師養成のための研修(全国で7箇所程度)</p>		
(※)について 事業の必要性	<p>林業の労働災害による死亡者数は、全産業と比べ減少が低調であり死亡者数の高止まりが認められ、その6割以上は、伐木等作業に関するものとなっている。(平成28年/平成11年死亡者数変化率:全産業0.47、林業0.58)</p> <p>さらに、林業における死傷千人率は全産業と比べて高い状況にある。(平成28年に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合:全産業2.2、林業31.2)</p> <p>平成30年3月にとりまとめた「伐木等作業の安全対策のあり方に関する検討会報告書」では、伐木作業における危険の防止等について労働安全衛生規則の改正等を行うべきとしているが、同時に、基本的な安全作業が実施されていないことによる災害が多発していることなどから、「教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべき」旨を提言しているところである。</p> <p>また、事業場において安全担当者より労働者に適切な安全対策の周知・徹底を図ることは伐木等作業の労働災害を防止する上で重要である。(第13次労働災害防止計画4(1)ア(ウ))</p> <p>以上のことを踏まえ、伐木等作業を行う労働者の教育を担当する事業場の安全担当者の養成を支援し、もって労働者の伐木等作業に関する安全対策の普及・定着を図ることとする。</p>		
(※)について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業は、伐木作業等による労働災害の防止に資することから、実施する必要がある。(労災保険法第29条第1項第3号(業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保)の趣旨に合致する。)</p>		
(※)について 期待される 施策効果	<p>① 伐木等作業に係る安全対策の普及・定着</p> <p>② 伐木等作業に係る労働災害の減少</p>		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	-		

伐木等作業の安全対策の推進(新規)

必要性【なぜ】

- 伐木等作業の多くは林業で行われており、林業の労働災害による死亡者数は高止まり。
 - ・ 死亡者数は、全産業と比べ減少低調。(H28/H11死亡者変化率: 全産業0.47、林業0.58)
 - ・ 林業における死傷千人率(※)は、全産業と比べ高い。(H28: 全産業2.2、林業31.2)
 - (※)1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
 - ・ 林業では、チェーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
 - ・ 国際的にも、日本の林業は労働者1万人あたりの死亡率高い。(オーストリア5.50、日本8.04)

緊急性【いま】

- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を公表(H30.3.6)。
 - ・ チェーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラムについて充実を図るべきである。伐木等作業に係る労働災害の発生状況を見ると、基本的な安全作業が実施されていないことによる災害が多数発生しているため(略)教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべきである。(第3-3-(4))
- 平成30年度(予定)に労働安全衛生規則を改正し、伐木等作業の安全対策の規制を強化。
 - ・ かかり木の処理の作業等における死亡災害が多発していることから、伐木等作業の安全対策の規制を強化し、林業事業体における労働災害防止対策を徹底させる。
- 林業は、13次防(平成30年度～平成34年度)における死亡災害防止の重点業種。
 - (ウ)林業における伐木等作業の安全対策
 - ・ (略)「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図る(略)。

施策概要

- 「伐木等作業における安全作業マニュアル(仮称)」の開発。
 - ※ 今後のVR(仮想現実)、AR(拡張現実)の活用拡大を念頭におき、これらを活用した教材を作成する場合の留意事項等も併せて整理する。
- 林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会の実施
 - (全国7回(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)、1日、50人、計350人)
 - ※ 林業適用事業場数3,913のうち、規模10人以上は1,217事業場(全体の31%)(H26.7.1)であり、13次防期間中(31年度から4箇年)、規模10人以上事業場の受講機会を確保す

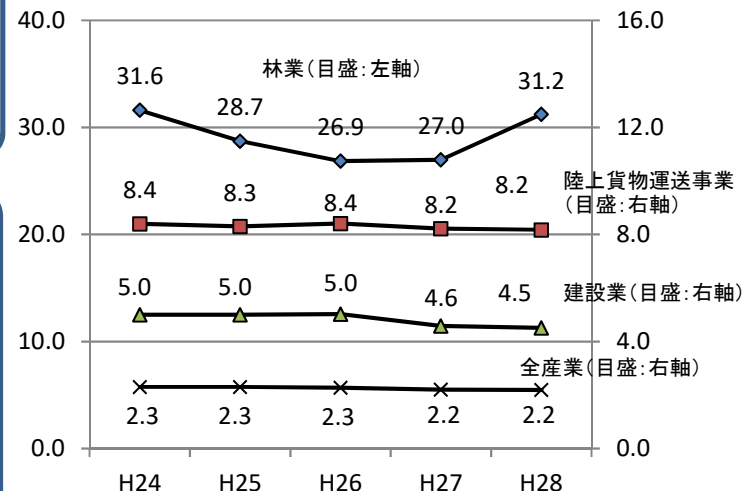
➡ **林業における伐木等作業の安全対策を推進し、災害防止を徹底**

有効性【期待される効果】

- 伐木等作業に従事する労働者の安全確保

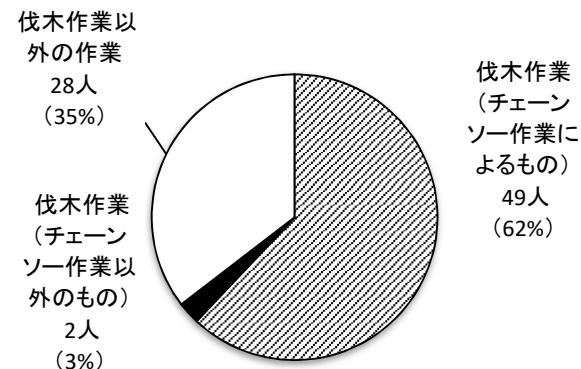
《図1》 林業における死傷年千人率の推移

林業における死傷千人率は、全産業と比べ高い。



《図2》 林業における作業の種類別死亡者数 (平成27-28年発生分79人の内訳)

チェーンソーによる伐木作業(チェーンソー作業)中に発生する死亡災害が全体の6割程度。



事業名	I 既存不適合機械等更新支援補助金 II 技術革新に対応した機械等の安全対策の推進 (No. 44 機械等の災害防止対策費)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
			101,159千円
担当係	労働基準局安全衛生部安全課 機械班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	I 非営利団体（間接補助金） II 民間事業者（受託者）		
平成30年度の 事業概要	① 機械設置届等に係る審査及び実地調査 ② 登録検査業者等に対する指導 ③ 機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進事業 ④ 型式検定対象機器等の買取試験事業 ⑤ 老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	I 移動式クレーン構造規格の改正により平成31年3月1日から過負荷防止装置が必要となる3トン未満の移動式クレーン及び安全帯構造規格の改正により平成31年2月1日から安全性が強化される安全帯について、経過措置により適用が猶予される既存の不適合機械等を更新するための費用の一部を補助する。（間接補助金） II 今後工場等の産業現場で導入が進むと見込まれる自動走行が可能で自律的に作業を行う機械等について、人との安全な協働の方策などを検討する。		
(※) について 事業の必要性	I クレーン等の危険な機械等に係る構造規格等の改正時には、経過措置により、既存の機械等への最新基準の適用が猶予されることが多いが、資力の乏しい中小企業においては、更新が進まないことから、最新基準適合品への更新を促進するための支援措置が必要である。（第13次労働災害防止計画4（1）ウ） II AI（人工知能）やGPS技術の急速な能力向上により、近い将来において、工場等の産業現場においても自動走行が可能で、自律的に作業を行う機械等の導入が進むと見込まれるため、こうした技術革新を見越した上で、人と機械等の安全な協働の方策や安全基準・規格等が必要である。（第13次労働災害防止計画4（3）エ）		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、機械等による労働災害の防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
(※) について 期待される 施策効果	I 最新の安全基準に適合した機械等に更新されることによる安全性の向上により、労働災害の期待が期待できる。 II 自動走行可能な自律制御機械等に関する安全基準の作成による安全水準の向上により労働災害減少が期待できる。		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	上記（平成30年度の事業概要で記載した各事業）のうち、③については、平成31年度概算要求において廃止で要求中。		

既存不適合機械等の更新の支援（間接補助金）

平成31年度要求額 4.1億円

- クレーン等の危険な機械等は、構造規格に適合しなければ譲渡、設置や使用ができないが、構造規格の改正時には、既存の機械等への適用が猶予されることが多い。
- 特に、資力の乏しい中小企業等においては、機械等の更新が進まず、既存不適合機械等を使用し続けるおそれ。
- このため、機械等の更新に要する費用の一部を補助する。（間接補助金）

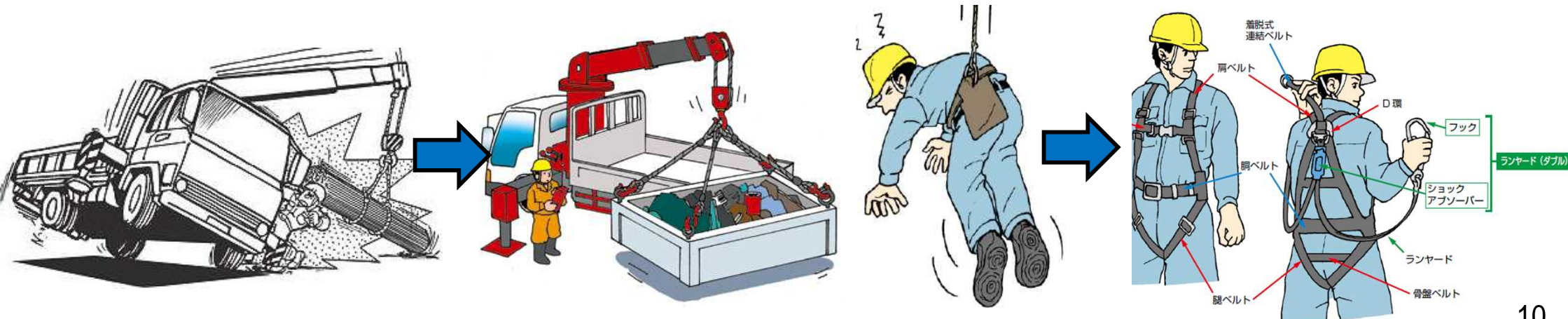


間接補助対象の費用

既存不適合機械等を最新構造規格に適合させるために要する費用

- ①改正移動式クレーン構造規格（平成31年3月1日適用）に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等（上限20万円の1/2）
- ②改正安全帯の規格（平成31年2月1日）に適合していない既存の安全帯の買い換え（上限2.5万円の1/2）

※ 今後の労働災害防止の取り組み等を審査の上、競争的に交付決定



技術革新に対応した機械設備の安全対策の推進

平成31年度要求額 14,293千円

- AI・マシンインターフェイスの開発が進み、従来のプログラム制御による安全方策では対応できない産業用ロボットが出現



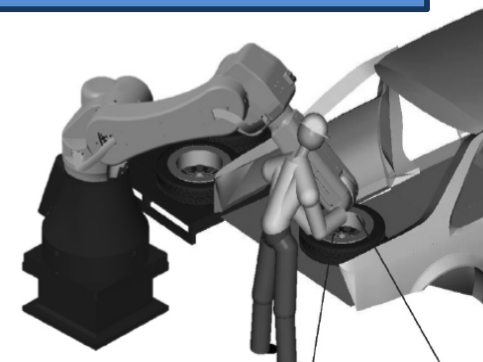
Deep Learning（深層学習）
により取り出し成功率を向上させたバラ積みロボット

- GPS技術の能力向上等による自動走行・自律作業機械の導入により、付近の労働者が危険にさらされるおそれ



こうした技術革新を見越し、「人と機械の安全な協働の方策等」について樹立されていないと、労働災害が急増するおそれがある。

これらの技術革新を活用した機械について、どのようなものが開発されているか・どのように利用されているか、実態調査を行い、必要な安全対策の検討を行う必要がある。



人とロボットが安全に協働するための
安全対策の樹立は急務 11

事業名	荷役作業における陸上貨物運送事業の労働災害防止対策費 (No. 54 労働災害防止対策費補助金経費)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
			1,747,881(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	労働災害防止団体及び船員災害防止協会		
平成30年度の 事業概要	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として、労働災害防止団体法等の規定により設立された労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する労働災害防止活動等を促進するため、補助を行う。		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	主な新規事業として、荷役作業における陸上貨物運送事業の安全衛生衛生活動支援事業を実施する。 「荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月作成）」に基づく荷主等の取組を促進するため、荷主等に対する安全衛生指導等の実施、陸運事業者、荷主、行政機関等による協議会の開催により、関係者による課題の抽出・解決を図り、荷役ガイドラインの定着を図ることを目的とする。		
(※) について 事業の必要性	陸運業の労働災害の約7割は荷役作業中に発生し、その多くは荷主等の事業場で発生している現状を踏まえ、陸上貨物運送事業労働災害防止協会により、陸上貨物運送事業者のみならず、荷主等に対する安全衛生指導等を一体的に実施することで、荷役作業の労働災害防止対策を推進する必要がある。		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	当該事業は労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
(※) について 期待される 施策効果	荷役作業における労働災害の減少。		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	—		

荷役作業における陸上貨物運送事業の安全衛生活動 支援事業【新規】（平成31年度要求額 103,781千円）

趣旨・目的

陸運業の労働災害は約7割が荷役作業中に発生。うち、約7割は荷主等事業場で発生。



荷主等事業場に荷役災害防止対策を定着させることは、陸運業の災害防止上の課題。厚生労働省では、荷主等事業場を対象として、荷役災害防止対策の周知・定着を図る。

【実施事項1】荷主等に対する安全衛生指導等の実施 65,513(0)千円

- 複数の拠点をもつ荷主や荷役災害を多発させている企業等を対象に、重点的に専門家を派遣し、荷役作業の安全対策ガイドラインに示されている荷主等の実施事項について、アドバイスや指導を行う(47都道府県×12事業場×1~2回)。
- 荷主等の事業場の荷役災害防止担当者を対象に安全衛生教育を実施する。

【実施事項2】荷主等との協議会の開催 38,268(0)千円

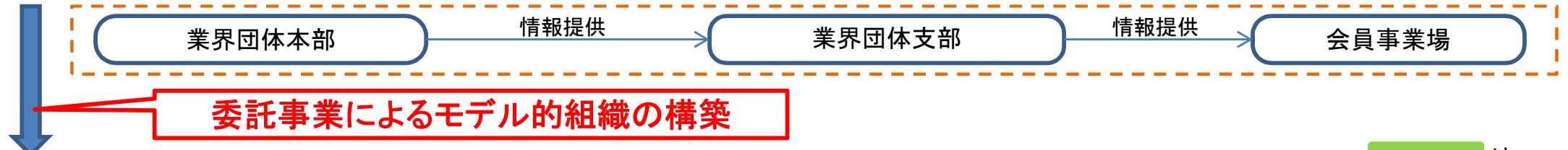
- 陸災防本部・都道府県支部において、労働局、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者による荷役災害防止のための協議会を開催し、荷役作業の安全対策ガイドライン等の普及・促進を図る(48本部・都道府県支部×年2回)。

事業名	大規模店舗・多店舗企業等に対する安全管理の支援 (No. 56 第三次産業労働災害防止対策支援事業)	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
		108,783(千円)	145,442(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課 物流・サービス産業・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者（受託者）		
平成30年度の 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 経営トップ等に対するセミナーの開催 ② リスクアセスメント導入促進マニュアル等の作成 ③ 安全管理体制等のあり方等に関する検討会 		
平成31年度より 新たに実施 したい内容 (※)	業界の自主的安全衛生管理活動の活性化を図り、第三次産業における労働災害防止対策を推進するため、業界団体に対する安全衛生の専門家による助言・指導や安全衛生教育教材の作成等の技術的支援を行い、安全衛生委員会等をモデル的に構築する。		
(※) について 事業の必要性	<p>第三次産業の労働災害は、全産業の休業4日以上死傷災害のうち4割以上を占めており、また第12次労働災害防止計画期間中、小売業、社会福祉施設等の第三次産業については重点業種として取り組んできたにもかかわらず、増加傾向にある。</p> <p>第13次労働災害防止計画においても、重点事項の一つとして掲げられているものの、危険性の高い機械を使用することが少ないことから、事業者、労働者はもとより、業界団体においても危険に対する認識が低く、事業場における安全管理が適切に実施されるための各段階での安全担当者がいないなど、自律的な安全活動が低調な状況となっている。</p> <p>このため、このような活動を行っていない業界団体等に対して、安全衛生に関するモデル的組織の構築への技術的支援を通じて、業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化を図ることが必要である。（第13次労働災害防止計画4（3）ア）</p>		
(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、第三次産業における事業場の安全衛生水準の向上に資することから、労災保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
(※) について 期待される 施策効果	第三次産業の業界団体等における安全衛生活動を促進することにより、事業場の安全衛生水準を向上させることにより、第三次産業における労働災害の減少が期待できる。		
その他特記事項 (縮小部分等が あれば記載)	上記、「平成30年度の事業概要」の欄中の②の一部縮小を検討。		

大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援(業界団体支援業務【新規】)

- 労働災害の防止には、業界団体による自主的な取組が重要であり、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設等の第三次産業については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体による自主的な安全衛生活動の促進が必要
- 会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置していないことが多い第三次産業の業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等に取り組む

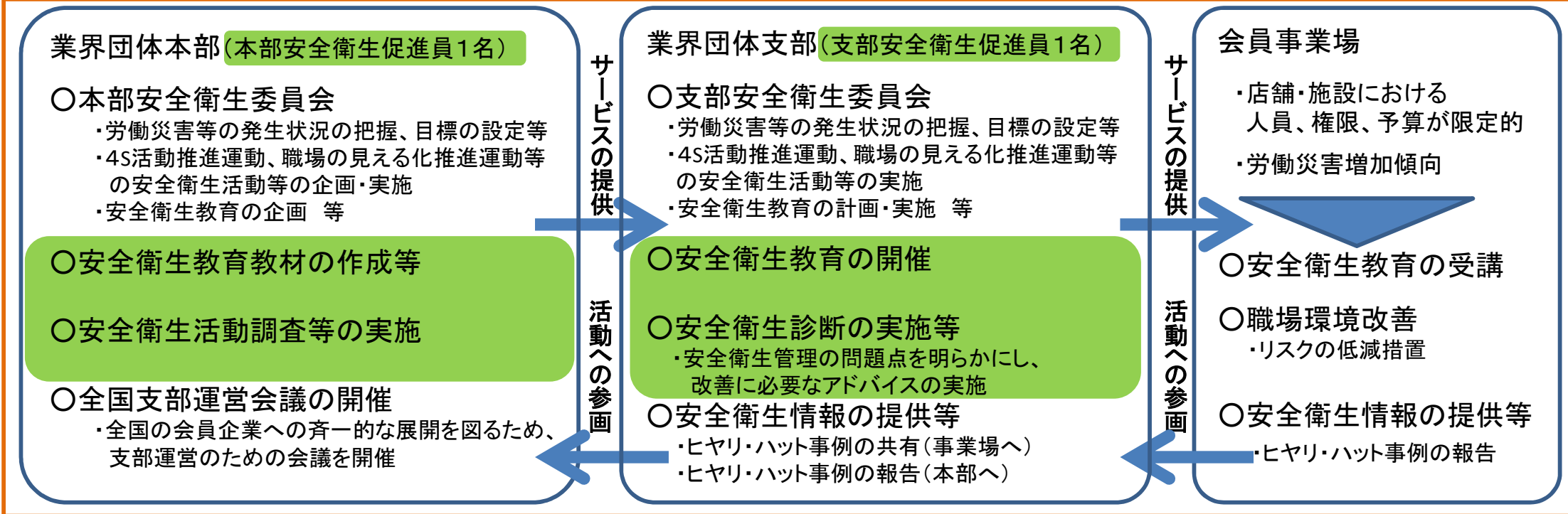
第三次産業に多く見られる業界団体の組織の安全衛生活動



委託事業によるモデル的組織の構築

自主的安全衛生活動の活性化した業界団体の組織の安全衛生活動

は、委託事業による支援



業界全体の自主的安全衛生管理活動の活性化 ⇒ **安全で安心な職場づくり** 15

事業名	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業等 (No. 64-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し))	平成30年度 予算額	平成31年度 予算要求額
担当係	労働基準局労働条件政策課 設定改善係 雇用環境・均等局職業生活両立課 働き方・休み方改善係		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第3条第1項、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第28条)		
実施主体	民間事業者、都道府県労働局		
平成30年度の 事業概要	<p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 各地域の商工団体に配属されている経営指導員等が、日常の経営指導に加え、労務管理や労働関係助成金の活用等に関する支援と合わせて実施することが企業にとって有益であるため、経営指導員等に対して、労務管理のあり方や助成金活用に関するセミナーを実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 働き方実行計画で示された、非正規雇用労働者の処遇改善や、過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、民間事業者への委託により、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。</p> <p>③ 時間外労働等改善助成金 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進等の周知、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催等を行う。</p>		
平成31年度より 新たに実施した 内容(※)	<p>① 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 「働き方改革関連法」の施行に向けて、中小企業・小規模事業者が「働き方改革」によって何が変わるのか等を理解するため、国が実施する支援策についてメディア等を活用した周知広報を実施する。</p> <p>② 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 全国津々浦々の商工団体等の団体と連携を図りながら、個別事業場へのきめ細やかな支援を行うべく、専門家の人数を積算上208名から719名に増員、またアウトリーチ型支援を行う専門家には、 ・都道府県域を超えて個別事業場に対するコンサルティング ・商工団体、市区町村の相談窓口への派遣 を行うなど、体制と支援内容の強化を図る。 ※「働き方改革」に向けた周知・啓発事業」及び「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」については、労災勘定、雇用勘定折半で要求。</p> <p>③ 時間外労働等改善助成金 販路拡大・ビジネスモデル開発等のコンサルティングの実施など傘下企業を支援する中小企業団体に対する助成(団体推進コース)の拡充を行う。 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業</p> <p>④ 働き方・休み方改善に向けた事業 次の取組を行い、企業におけるボランティア休暇等の普及を図る。 (1) 働き方・休み方の見直しに向けた、関係労使、学識経験者、福祉団体等による地域活動推進検討会の設置、 (2) ボランティア休暇等の企業の好事例を元に事例集を作成するとともに、企業がボランティア休暇等を導入する際に参考となるマニュアルの作成、 (3) ボランティア休暇等、労働者の地域活動等が行いやすい環境整備に努めている企業等の表彰等</p>		

<p>(※) について 事業の必要性</p>	<p>①～③について 平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、特に時間外労働の上限規制について、時間外労働の限度を原則として月45時間かつ年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間(休日労働含む)、複数月80時間(休日労働含む)を限度に設定することとされており、中小企業においては、平成32年4月1日から施行される。 そのため、大企業に比して一般的に経営基盤が脆弱である中小企業事業主等に対して、時間外労働の上限規制の法施行前までに、労働時間短縮及び生産性向上のため経費の助成及び相談支援等を行う必要がある。</p> <p>④について 現状として、労働者のボランティア活動への関心はあるものの、実際にボランティア活動を行った労働者は一部に留まっており、ボランティア活動のための休暇・休職制度の普及を求める声も多い。 ボランティア休暇をはじめとする法定外の特別休暇を普及定着させ、労働者がボランティア休暇等を取得してボランティア活動を行うことは、労働者が仕事以外の活動に打ち込めることとなり、労働者の心身のリフレッシュや時間外労働の縮減等に寄与するものである。よって、企業に対するボランティア休暇の普及等に努め、労働者が当該活動を行いやすい環境整備を図る必要がある。</p>
<p>(※) について 社会復帰促進等 事業で実施する 必要性</p>	<p>本事業は、長時間労働の是正のため、時間外労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主に対して支援を行うことにより、生産性を高め、仕事と生活の調和のとれた働き方を普及させるものであり、その結果、労働者の時間外労働の縮減等につながり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクを減少させ、過労死等の防止など労働災害減少に寄与するものである。 したがって、本事業は、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用のものであり、社会復帰促進等事業として実施する必要があるものである。</p>
<p>(※) について 期待される施策 効果</p>	<p>労働者の健康の確保が図られることとなり、長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神疾患の発症リスクが減少し、過労死等の防止など労働災害減少に寄与することが期待される。</p>
<p>その他特記事項 (縮小部分など があれば記載)</p>	<p>—</p>

「働き方改革」に向けた周知・啓発事業

平成31年概算要求額 298,091千円(17,592千円)

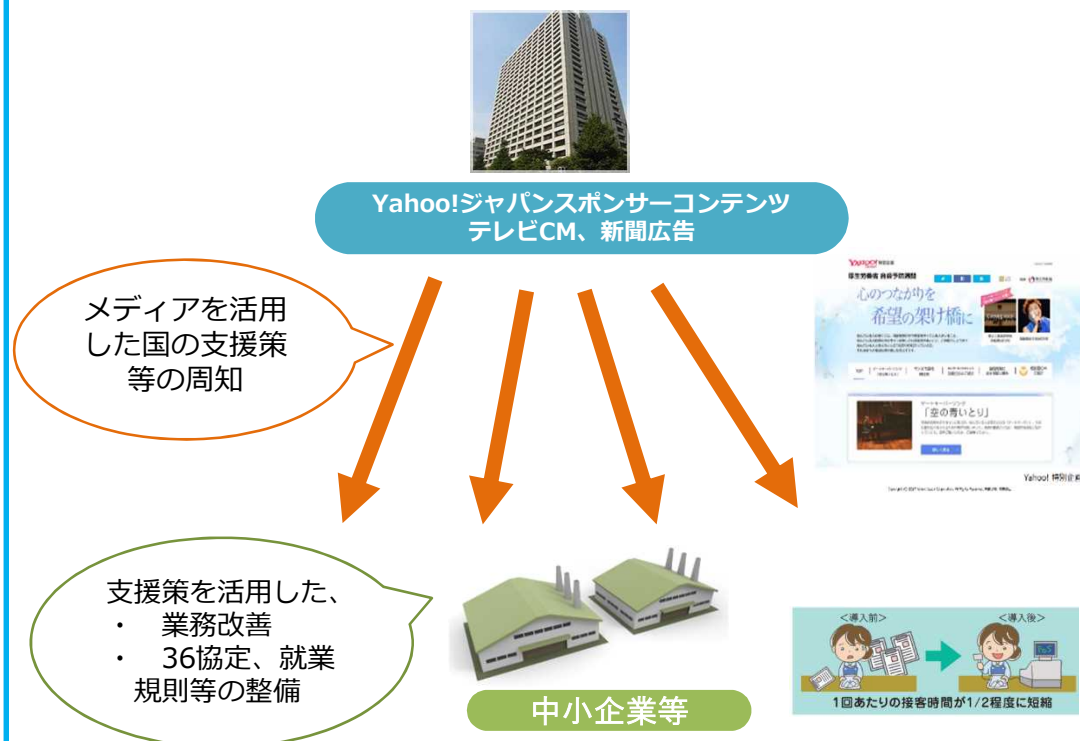
「働き方改革関連法」の施行に向けて、「働き方改革」によって何が変わるのか等を理解するため、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例、国の支援策等を広く周知・啓発していくことが必要であり、以下の周知事業を実施。

- ① 各地域の商工会議所・商工会・中央会に配属されている経営指導員等に対して、労務管理のあり方や労働関係助成金活用などに関するセミナーの開催。
- ② 中小企業・小規模事業者等に対する国の各種支援策等について、インターネットや新聞広告等のメディアを活用した全国的な周知広報の実施。

① 労務管理セミナーの開催



② 各種支援策等の周知広報



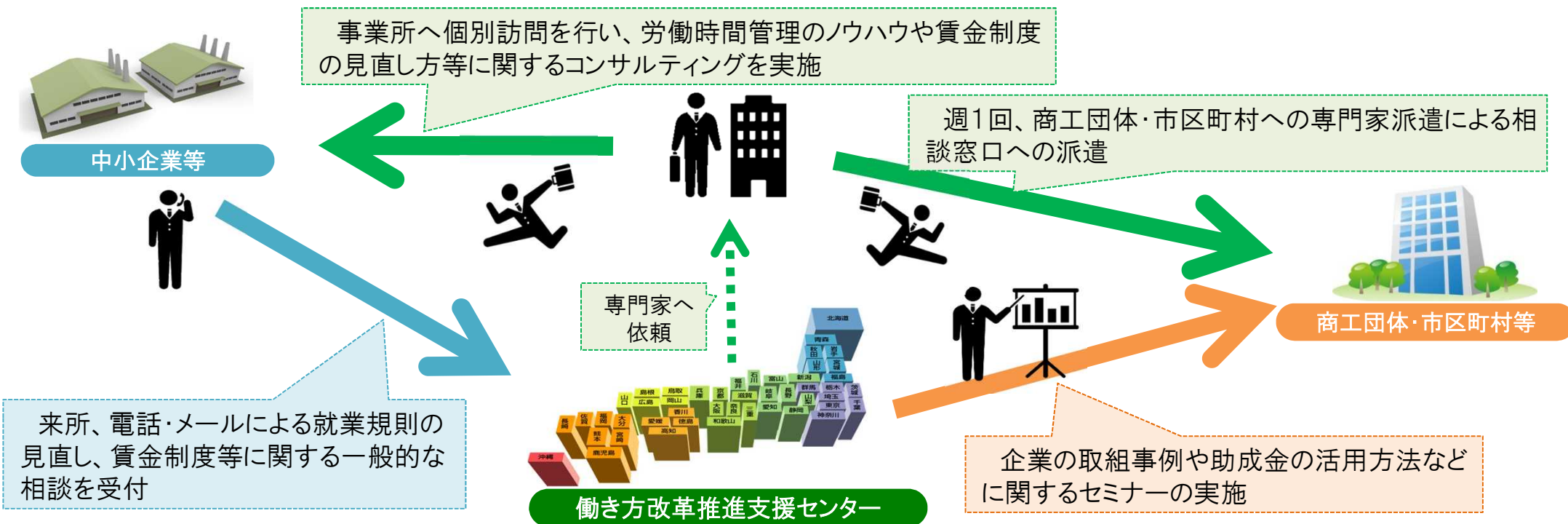
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

平成31年概算要求額 7,480,978千円(1,546,447千円)

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働保険助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会・商工会議所・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

働き方改革推進支援センター



働き方改革推進支援センターの見直し

H30年度（15.5億円）

H31年度要求（74.8億円）

働き方改革推進支援センター

- 47都道府県に設置
- 専門家の配置人数(予算上)
大規模5都道府県：常駐型3名、派遣型5名
小規模42府県：常駐型1名、派遣型3名
- 業務内容
 - ・ 電話、来所による窓口支援
 - ・ 派遣型専門家による企業訪問
 - ・ 商工会議所、商工会、中央会等と連携を図り、セミナー、出張相談会の実施

窓口相談・セミナーによる支援

- 47都道府県に設置
- 業務内容
 - ・ 商工団体、市区町村と連携し、派遣型専門家の派遣を調整（新規）
 - ・ 電話、来所による窓口支援
 - ・ 全ての商工会議所、商工会、中央会等と連携を図り、セミナーを実施

派遣型専門家の派遣

- 本省との一括契約
- 業務内容
 - ・ センターの求めに応じ、都道府県域を超えて、企業に訪問し、コンサルティングを実施（新規）
 - ・ 商工団体、市区町村への専門家派遣による相談窓口への派遣（新規）

時間外労働等改善助成金（拡充）

平成31年度概算要求額 6,290,787 (3,501,528) 千円

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う

コース名	助成概要	支給要件	助成率	上限額	助成対象
時間外労働上限設定コース 要求額 2,053,943千円 (1,919,015千円)	時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成	月80時間を超える等の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働を複数月行った労働者がいる（単月に複数名が行った場合を含む）中小企業事業主が、助成対象の取組を行い、時間外労働の上限設定を行うこと	費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成	①平成31年度又は平成32年度に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間、年360時間に設定した場合⇒上限150万円 等 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合⇒100万円 等 ②更に、週休2日制とした場合、その度合いに応じて上限額を加算 ※4週当たり4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ③ 上限額の合計は200万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等
勤務間インターバル導入コース 要求額 1,104,730千円 (1,027,974千円)	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満：80(40)万円 ・11時間以上：100(50)万円	
職場意識改善コース 要求額 127,647千円 (128,099千円)	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、以下の目標を達成すること ①特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の規定を整備すること ②月間平均所定外時間数を5時間以上削減すること		上限額：100万円	
団体推進コース 要求額 3,004,467千円 (426,440千円)	3社以上の中小企業事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額：500万円 ※都道府県又はブロック単位で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等

年次有給休暇の取得促進等に向けた働き方・休み方の見直しの推進

平成31年度要求額253,417 (245,683) 千円

年次有給休暇の取得促進等に向けた労使の働き方・休み方の見直しに対する効果的な支援、休暇取得促進の機運の醸成を図る取組を推進する。

平成31年度(下線部分が平成30年度からの主な変更点)

時季を捉えた年次有給休暇取得促進等に係る広報事業

平成31年度要求額 198,245 (165,355) 千円

- 年次有給休暇の連続取得の促進を図る環境整備のため、
 - ◇ ゴールデンウィーク、夏季、年末年始
 - ◇ 年次有給休暇取得促進期間(10月)の時季を捉えた集中的な広報を実施
- ポスター・リーフレットの作成、駅貼広告、インターネット広告等を実施

- ◆ 改正労働基準法の周知
- ◆ 「キッズウィーク」の周知などを併せて実施

- 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業として、病気休暇及び犯罪被害者被害回復のための休暇について、リーフレット等を作成するほか、企業におけるボランティア休暇等の普及を図るため、
 - ◇ 働き方・休み方の見直しに向けた、関係労使、学識経験者、福祉団体等による地域活動推進検討会の設置、
 - ◇ ボランティア休暇等の企業の好事例を元に事例集を作成、企業のボランティア休暇等導入の際に参考となるマニュアルの作成、
 - ◇ ボランティア休暇等、労働者の地域活動等が行いやすい環境整備に努めている企業等の表彰 等を実施

地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業

平成31年度要求額 55,172 (80,328) 千円

- 4市で実施予定(1減) ※また、好事例の積極的な情報発信事業も廃止
- ◇ 協議会の開催
- ◇ 年次有給休暇取得促進の広報
- ◇ 労務管理の専門的知識を持つ者(社会保険労務士等)の企業訪問
- ◇ 地域の特性を活かした休暇取得促進の取組の好事例を収集し、周知啓発を実施
- ◇ さらに年間を通じた取組を促進するため、お祭りなどに合わせた取組期間以外にシンポジウムを開催

- ◆ 市町村において、年間を通じ、地域の特性を活かした休暇取得促進のための働きかけを実施